

第 11 回
出雲地区合併協議会
会議資料

未来と古代が響き合う
日本のふるさと出雲の國づくり

日 時：平成 15 年 10 月 15 日（水）午後 2 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出 雲 市	◎西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	萬代宣雄	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	○常松吉幸	日野恵行	原田清造	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食 勲	黒田 充	岡千代延	杉原章子	原 俊雄
佐 田 町	荒木 孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚 勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤 裕	柳樂和利	坂根 守	石飛 正	石飛エミ子	石飛 赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花祺也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾 陽
大 社 町	○田中和彦	佐藤 勝	濱崎 勇	室家隆一	木村楨江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介 [島根県立大学総合政策学部教授] 吉原弘次 [島根県出雲総務事務所長]		

◎ 会長、○ 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
	森脇悦朗	多伎町地域振興課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町	備考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総 務 班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班	林 辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整2班	原 康正	平田市	
調整3班	小村裕二	斐川町	

第 11 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 15 年 10 月 15 日（水）午後 2 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

（１） 報告事項

報告第 48 号 第 1 小委員会報告について

報告第 49 号 第 2 小委員会報告について

報告第 50 号 第 3 小委員会報告について

（２） 議案事項

議案第 74 号 国民健康保険事業の取扱い（その 1）について

（協議第 42 号 第 2 小委員会付託）

議案第 75 号 各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱い
について

（協議第 66 号 第 1 小委員会付託）

議案第 76 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

（協議第 16 号 第 3 小委員会付託）

議案第 77 号 平成 14 年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について

議案第 78 号 平成 15 年度出雲地区合併協議会第 1 回補正予算について

（３） 協議事項

協議第 67 号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

協議第 68 号 一部事務組合等の取扱い（その 2）について

協議第 69 号 地域審議会の取扱いについて

協議第 70 号 特別職の身分の取扱いについて （第 1 小委員会付託）

- 協議第 72 号 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて
（第 1 小委員会付託）
- 協議第 73 号 各種事務事業（保育関係その 2）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 74 号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 2）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 75 号 各種事務事業（文化・スポーツ関係その 3）の取扱いについて
（第 2 小委員会付託）
- 協議第 76 号 各種事務事業（農林関係その 3）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 77 号 各種事務事業（農林関係その 4）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）
- 協議第 78 号 各種事務事業（都市計画その 2）の取扱いについて
（第 3 小委員会付託）

5 閉 会

◇ 協議会開催予定 ◇

第 12 回：平成 15 年 10 月 24 日（金）15:00～18:00 出雲交流会館 多目的室

第 13 回：平成 15 年 10 月 31 日（金）17:00～19:00 （ 場 所 未 定 ）

第11回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第11回	大 社 町	出 雲 市
氏 名		

報告第 48 号

第 1 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 1 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 10 回第 1 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第10回 第1小委員会開催内容

1. 日時：平成15年9月29日（月）16:00～18:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：

（1）合併協定項目24「各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱いについて」

- ・調整方針については、原案のとおりで良い旨が確認されたが、新市におけるエネルギービジョンを策定するにあたっては、策定委員会を設置し専門的な意見を聴き、各市町の先行的事例を参考に実用面も勘案しながら策定するものとし、二重投資にならないよう有効的な計画として位置づけられるようにとの意見が出された。

（2）新市建設計画について

新市建設計画について協議を行い、次のような意見があった。

○まちづくり大綱について

- ・了承された。

○計画全体について

- ・計画が網羅的に書かれており、合併したから出来るようになったという特徴的な政策があればと感じる。

○主要施策について

- ・広域交通網の中で出雲空港整備については、各種事務事業（交通政策）の調整方針と整合性を保つため、「地域住民の理解を得ながら」の文言を追加してはどうか。
- ・子育て支援関係の保育所の記述に「待機児童ゼロをめざす」など具体的目標を追加してはどうか。
- ・教育関係の中で先端産業などを支える中等・高等教育機関については、主要事業の中に教育機関の設置などの具体的事業を盛り込んでどうか。

報告第 49 号

第 2 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 2 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 10 回第 2 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第 10 回 第 2 小委員会開催内容

1. 日時：平成15年9月27日（土）16:00～18:00
2. 場所：出雲市渡橋町 出雲ロイヤルホテル プリンスホール
3. 議題：
 - （1）合併協定項目 21「国民健康保険事業の取扱い（その1）について」
 - ・調整要旨の説明を受け、質疑を行った結果、原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。
 - （2）新市建設計画について
新市建設計画について協議を行い、次のような意見があった。
 - まちづくり大綱について
 - ・了承された。
 - 新市行政システムについて
 - ・地域自治組織、地域審議会については、今後検討を進め、組織、機能などを明らかにしていく必要がある。
 - ・本庁支所の役割を具体的に示せないか、また、支所の役割に福祉も明記すべきである。
 - ・支所には、その地域のことに精通した職員を多く残して欲しい。
また、市町長や助役を支所長、地域自治組織長として、4，5年在籍させてはどうか。
 - 主要施策について
 - ・福祉には、地域を越えたネットワーク型の組織、住民の参画が重要である。また、福祉のハードとしてグループホーム、ショートスティなどの施設が必要であるので事業として掲載して欲しい。

報告第 50 号

第 3 小委員会について、次のとおり報告する。

平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

第 3 小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 12 回第 3 小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第12回 第3小委員会開催内容

1. 日時：平成15年9月29日（月）18:00～20:00
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - （1）合併協定項目10「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」
 - ・議案として提案する調整案の内容について、選挙区の数や区割り方法及び定数の配分方法等について協議し、最終案の確認がなされた。
 - （2）新市建設計画について
新市建設計画について協議を行い、次のような意見があった。
 - 計画全体について
 - ・地域特性は、特に重点的に考えて欲しい。
 - まちづくり大綱について
 - ・了承された。
 - 新市行政システム
 - ・地域自治組織、地域審議会は地域住民の声を反映させるために大切であるので、早い時期に位置づけ、権限、組織などを明らかにして欲しい。
 - ・地域審議会を旧市町単位で設置することは、新市一体化の弊害、新市の議会との関係等など課題もあると感じるので、新市全体で一つ設置すれば良いのではないか。
 - ・本庁に総務、財政等の機能が集まるが、事務所のスペースは確保できるかどうかの検討が必要ではないか。
 - ・支所の持つ権限が弱いと地域特性を活かしきれなくなるし、強すぎると新市の一体化を阻害する。難しい課題であるので検討して欲しい。
 - 財政計画について
 - ・職員の人件費の削減が不十分ではないか。徹底した行財政改革を進めて欲しい。

議案第 74 号

国民健康保険事業の取扱い（その１）について、次のとおり提案する。

平成 15 年 10 月 15 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

国民健康保険事業の取扱い（その１）について
（協議第 42 号 第 2 小委員会付託）

合併協定項目 21. 国民健康保険事業の取扱い（その１）については、次のとおりとする。

1 賦課形態

賦課形態については、保険料とする。

2 国民健康保険料

（１）賦課方式は、現行のとおり 4 方式とする。

（２）保険料率については、次の事項を基本に調整する。

医療分については、平成 16 年度は現行のとおりとする。平成 17 年度から均一賦課とするが、負担増加となる市町に配慮し、基金による財政調整を行う。基金による財政調整は応益割に充当し、その期間は新市の料率設定と合併時の基金保有額を考慮して決定する。

介護分については、制度の趣旨、又地域実情に大きな差異がないことから、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から新市保険料率を設定し、均一賦課とする。

（３）限度額は、現行のとおりとする。

（４）本算定の時期は、出雲市、平田市及び湖陵町の例により調整する。

（５）納付回数、納期は、湖陵町の例により調整する。なお仮算定は行わない。

（６）賦課割合については、現行のとおり、応能と応益の割合を可能な限り 50 対 50 に近づけるよう平準化する。

（７）保険料の軽減については、賦課割合に対して軽減割合が決まることから、賦課割合とともに現行のまま新市に引き継ぐ。

3 任意給付（出産育児一時金、葬祭費）

出産育児一時金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

葬祭費は、平田市、斐川町、佐田町及び大社町の例により合併時に統一する。

4 国民健康保険運営協議会

合併時に統一する。

委員構成については、出雲市の例により統一する。

委員定数、選任方法等は合併までに調整する。

議案第 75 号

各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱いについて
（協議第 66 号 第 1 小委員会付託）

合併協定項目 2 4. 各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 新エネルギービジョン・省エネルギービジョン

新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンについては、合併時に策定されている市町の計画を参考に、新市において新たにビジョンを策定する。

2 新エネルギー関係事業・施設

新エネルギー関係事業及び施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、複数市町にある同一事業については、新市において調整する。

議案第 76 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(協議第 16 号 第 3 小委員会付託)

合併協定項目 10. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は、40人とする。
- 2 農業委員会の選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、それぞれの選挙区の区域は、次のとおりとする。
 - (1) 平田市を区域とする選挙区
 - (2) 斐川町を区域とする選挙区
 - (3) 佐田町、多伎町及び湖陵町を区域とする選挙区
 - (4) 出雲市及び大社町を区域とする選挙区ただし、出雲市及び大社町を区域とする選挙区については、他の選挙区との均衡を保つため、複数の選挙区に分割するよう新市において調整する。
- 3 上記1及び2にかかわらず、合併時においては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する委員の定数は、80人とし、各市町の農業委員会ごとの人数については、選挙人の数をもとに配分し、出雲市農業委員会26人、平田市農業委員会16人、斐川町農業委員会15人、佐田町農業委員会9人、多伎町農業委員会4人、湖陵町農業委員会3人、大社町農業委員会7人とする。

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についての審議経過

〔小委員会開催状況〕

6月12日（第4回小委員会）	農業委員会委員の定数及び任期に関する制度の確認
7月11日（第5回小委員会）	2市5町農業委員会の意向調査結果の検討、意見交換
8月 8日（第7回小委員会）	2市5町農業委員会代表者との意見交換会
9月 5日（第9回小委員会）	各委員の意見交換、小委員会案の検討
9月19日（第11回小委員会）	小委員会最終案の検討

〔小委員会における議論の経過〕

第3小委員会においては、出雲地区農業委員会連絡協議会が実施した意向調査結果の検討に加え、8月8日には、2市5町の農業委員会の代表者との意見交換会を開催するとともに、最終案の検討に先立ち、9月上旬には、各小委員会委員が出身市町の農業委員会と直接論点について協議・調整するなど、2市5町農業委員会の意向把握に努めたところである。

この間、小委員会では、意向調査及び意見交換会で明らかとなった論点である、「新市農業委員会の設置数」、「在任特例の可否」、「選挙区の区域と定数」について集中して議論が交わされた。特に、新市農業委員会の設置数については、速やかな新市の一体化、合併による行財政効果に加え、農業委員が果たす農業振興における地域での役割の重要性、農業経営形態の違いによる地域特性や地域の実情への配慮などの観点から検討が行われたところである。

〔農業委員会との意見交換の経過〕

農業委員会の意向については、農業委員会の設置数の考え方、設置選挙の実施や在任特例適用の可否などで異なる点多かったが、定数については、農業委員の激減に伴う地域農業への影響を懸念して法律で許される上限数を、また、各市町から少なくとも1人以上が選出されるような選挙区設置をそれぞれ望む意見で一致していた。

2市5町の農業委員会の意向を分類すると次のとおりであった。

【合併時】

- ◎1つの農業委員会を置き、法定上限数40人での選挙区選挙
- ◎1つの農業委員会を置き、法定上限数80人で、平成17年7月19日までの在任特例
- ◎1つの農業委員会を置き、法定上限数80人で、合併後1年間の在任特例
- ◎複数の農業委員会を置き、法定上限数で、合併後1年以内の在任特例

（＊法定上限数は、農業委員会の設置数により異なる。）

【改選時】

- ◎1つの農業委員会を置き、法定上限数40人での選挙区選挙
- ◎複数の農業委員会を置き、法定上限数での選挙区選挙

なお、農業委員会との意見交換会では、法令上委員数の減少は仕方ないが、委員数が大きく減少した場合には、現在より広い範囲を少ない委員で担当することになることから、新市においては、農業委員の業務を補佐する「補助員」制度が必要という意見が多かったことを申し添

えておく。

【小委員会における論点と最終案の調整】

小委員会では、意向調査及び意見交換会で明らかとなった論点である、「新市農業委員会の設置数」、「在任特例の可否」、「選挙区の区域と定数」について集中して意見交換が行われ、次のとおり確認がなされた。

【新市農業委員会の設置数】

新市農業委員会の設置数については、1つとする意見と複数とする意見があり、それぞれの理由や考え方について議論を行った。複数の農業委員会を設置する理由としては、農業形態の差異や地理的・地形的な差異、地域の特性に加え、農業委員が地域の農業振興に携わる度合いに地域的な違いがあるのではないかと、また、農業委員の急激な減少は、構成員となっている農業振興組織などの活動に影響が出る可能性があるなどであった。これらの懸念されることについては、各委員とも理解を示したところではあるが、むしろ、先進的農業地域から選出される農業委員により、新市農業委員会の活性化と新市の農業振興への貢献を期待する意見が大勢を占め、複数の農業委員会を設置しそれぞれの特性を生かし特色を延ばすことも大事ではあるが、1つの行政（新市）と1つの農業委員会が連携・協力して、新市全体の農業振興を図ることが、新市にとってより必要で重要なことであるとの意見を踏まえ、新市農業委員会は、1つに統合することが確認された。

なお、斐川町の委員からは、1つの農業委員会に統合するにあたっては、斐川町農業委員会が深くかかわってきた農業振興策を、新市においても積極的に取り組んでほしい旨の強い要望があった。

【在任特例の可否について】

設置選挙は、合併の日から50日以内に実施することとなるが、その場合、新市の農業委員会が設置されるまでの期間は、農業委員会事務局も設置できないことから、農業委員会の業務遂行が停止してしまうこととなる。そのため、住民生活特に農業者への影響を最小限に留めるべきとの意見から、全ての委員が在任特例の適用が適当との確認がなされた。

在任特例の適用にあたっては、急激な農業委員の減少は、地域に密着し地域農業の振興に深くかかわっているその役割の重要性や農業振興組織の活動に大きな影響が出る恐れがあることなどを考慮し、合併後1年間、法定上限数の80人とし、各市町への配分は、選挙人の数に比例して配分することが確認された。

【選挙区の区域と定数について】

2市5町の区域から少なくとも1人以上は選出されるよう、選挙区設置を要望する農業委員会の意向には、全ての委員が理解を示し、選挙区設置の確認がなされた。

選挙区の区域については、本来2市5町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設置することが望ましいが、法令上の制約から、多伎町、湖陵町及び大社町においては、それぞれの区域ごとに単独の選挙区を設置することができない。そのため、農業の形態、地域的まとまり等も考慮し、多伎町及び湖陵町は、佐田町と区域を統合し、大社町は、出雲市と区域を統合し、それぞれ選挙区を設置することとし、平田市、斐川町については、それぞれの区域を選挙区とすることが確認された。

新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、法定上限数の40人とし、選挙区ごとの定数配分については、法令上「選挙人の数に比例する」との規定を遵守することが確認された。

なお、出雲市においては、すでに選挙区が設けられていることから、大社町との区域の統合によって、選挙区ごとの定数配分に不均衡が生じることが考えられるので、新市において、他の選挙区との均衡を保つよう調整されたい。

〔第3小委員会調整案〕

これまでの論議及び確認事項を基に、以下の内容を第3小委員会の調整案とすることを確認した。

1. 新市に1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数は、法定上限数の40人とする。
2. 選挙区を設けるものとし、それぞれの選挙区の区域は、次のとおりとする。
 - ①平田市を区域とする選挙区
 - ②斐川町を区域とする選挙区
 - ③佐田町、多伎町及び湖陵町を区域とする選挙区
 - ④出雲市及び大社町を区域とする選挙区

ただし、④出雲市及び大社町を区域とする選挙区については、他の選挙区との均衡を保つよう、さらに複数の選挙区に分割するよう新市において調整する。

3. 合併時においては、在任特例を適用し、在任することができる選挙による委員の数は、80人とし、各市町の農業委員会ごとの人数については、選挙人の数をもとに配分し、次のとおりとする。

出雲市農業委員会	26人
平田市農業委員会	16人
斐川町農業委員会	15人
佐田町農業委員会	9人
多伎町農業委員会	4人
湖陵町農業委員会	3人
大社町農業委員会	7人

議案第 77 号

平成 1 4 年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

平成 1 4 年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について

出雲地区合併協議会規約第 17 条及び同協議会財務規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 1 4 年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算を調製したので、別紙のとおり提出する。

平成14年度

出雲地区合併協議会 歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	予算現額と収入済額との対比
1. 負担金		28,000,000	28,000,000	28,000,000	0
	1. 負担金	28,000,000	28,000,000	28,000,000	0
2. 諸収入		0	31	31	31
	1. 諸収入	0	31	31	31
歳 入 合 計		28,000,000	28,000,031	28,000,031	31

(単位：円)

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較
1. 運営費		13,124,000	10,784,370	2,339,630
	1. 会議費	2,480,000	1,375,088	1,104,912
	2. 事務費	10,644,000	9,409,282	1,234,718
2. 事業費		14,543,000	11,374,382	3,168,618
	1. 事業推進費	14,543,000	11,374,382	3,168,618
3. 予備費		333,000	0	333,000
	1. 予備費	333,000	0	333,000
歳 出 合 計		28,000,000	22,158,752	5,841,248

歳入決算額 28,000,031円
 歳出決算額 22,158,752円
 歳入歳出差引残額 5,841,279円
 次年度繰越額 5,841,279円

平成14年度

出雲地区合併協議会
歳入歳出決算事項別明細書

歳入

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額					調定額	収入済額	予算現額と収入済額との対比	備 考
			当初予算額	補正予算額	計	節					
						区 分	金 額				
1．負担金			28,000,000					28,000,000	28,000,000	0	
	1．負担金		28,000,000					28,000,000	28,000,000	0	
		1．負担金	28,000,000					28,000,000	28,000,000	0	
						1．負担金	28,000,000		28,000,000	28,000,000	0
2．諸収入			0		0			31	31	31	
	1．諸収入		0		0			31	31	31	
		1．諸収入	0		0			31	31	31	
						1．諸収入	0		31	31	31
歳入合計			28,000,000		28,000,000			28,000,031	28,000,031	31	

歳 出

款	項	目	予 算 現 額						支出済額	予算現額と支出 済額との対比	備 考
			当初予算額	補正予算額	予備費充用 及び流用額	計	区 分	金 額			
1. 運営費			13,124,000			13,124,000			10,784,370	2,339,630	
	1.会議費		2,480,000			2,480,000			1,375,088	1,104,912	
		1. 会議費	2,480,000			2,480,000			1,375,088	1,104,912	
							1. 報酬	965,000	348,700	616,300	合併協議会費 1,218,758円
							9. 旅費	364,000	202,570	161,430	小委員会費 156,330円
2. 事業費							11. 需用費	751,000	740,838	10,162	
							14. 使用料及び賃借料	400,000	82,980	317,020	
	2. 事務費		10,644,000			10,644,000			9,409,282	1,234,718	
		1. 事務費	10,644,000			10,644,000			9,409,282	1,234,718	
							9. 旅費	150,000	13,000	137,000	職員旅費 13,000円
							11. 需用費	2,034,737	2,034,737	0	事務所管理費 190,860円
							12. 役務費	380,369	380,369	0	公用車管理費 400,979円
							14. 使用料及び賃借料	1,440,000	861,553	578,447	事務所事務費 2,731,277円
							18. 備品購入費	6,107,894	5,794,677	313,217	事務所備品費 5,794,677円
							19. 負担金補助及び交付金	531,000	324,946	206,054	臨時職員雇用費 278,489円
3. 予備費			14,543,000			14,543,000			11,374,382	3,168,618	
	1. 事業推進費		14,543,000			14,543,000			11,374,382	3,168,618	
		1. 事業推進費	14,543,000			14,543,000			11,374,382	3,168,618	
							1. 報酬	153,000	57,060	95,940	研修視察費 190,390円
							8. 報償費	205,154	205,154	0	記念講演会費 (シボ・ジ・丸) 724,027円
3. 予備費							9. 旅費	496,000	78,100	417,900	広報啓発費 1,593,900円
							11. 需用費	3,449,674	3,449,674	0	住民意向調査費 6,105,238円
							12. 役務費	4,665,702	2,678,194	1,987,508	電算システム基本 1,449,000円
							13. 委託料	4,873,470	4,873,470	0	計画策定業務費 1,311,827円
							14. 使用料及び賃借料	700,000	32,730	667,270	事業推進共通経費
歳 出 合 計			333,000			333,000			0	333,000	
	1. 予備費		333,000			333,000			0	333,000	
		1. 予備費	333,000			333,000			0	333,000	
歳 出 合 計			28,000,000			28,000,000			22,158,752	5,841,248	

出雲合併協 監 第1号

平成15年 9月12日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘 様

出雲地区合併協議会

監査委員 勝 部 一 郎



監査委員 多々納 幸 進



平成14年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算審査報告書

出雲地区合併協議会規約第16条第1項の規定により、平成14年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算書、同付属書類、関係諸帳票及び証拠書類を審査した結果、計数的には正確であることを認めた。



議案第 78 号

平成15年度出雲地区合併協議会第1回補正予算について、次のとおり提案する。

平成15年10月15日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 理 弘

平成15年度出雲地区合併協議会第1回補正予算について

出雲地区合併協議会規約第17条及び同協議会財務規程第3条第1項の規定に基づき、協議会の平成15年度第1回補正予算を調製したので、別紙のとおり提案する。

平成15年度

出雲地区合併協議会 第1回補正予算書

平成15年度 出雲地区合併協議会第1回補正予算書

平成15年度 出雲地区合併協議会第1回補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成15年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成15年10月15日提出

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会 長 西 尾 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 負担金		63,000	△ 5,841	57,159
	1. 負担金	63,000	△ 5,841	57,159
2. 諸収入		0	0	0
	1. 諸収入	0	0	0
3. 繰越金		0	5,841	5,841
	1. 繰越金	0	5,841	5,841
歳 入	合 計	63,000	0	63,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額	補正額	計
1. 運営費		17,950	0	17,950
	1. 会議費	6,230	0	6,230
2. 事業費		11,720	0	11,720
	1. 事業推進費	44,700	0	44,700
3. 予備費		350	0	350
	1. 予備費	350	0	350
歳 出	合 計	63,000	0	63,000

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳 入				(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計	
1. 負担金	63,000	△ 5,841	57,159	
2. 諸収入	0	0	0	
3. 繰越金	0	5,841	5,841	
歳 入 合 計	63,000	0	63,000	

歳 出				(単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	比較	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 運営費	17,950	0	17,950				
2. 事業費	44,700	0	44,700				
3. 予備費	350	0	350				
歳 出 合 計	63,000	0	63,000				

2. 歳入

(単位：千円)

1. 負担金 1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 負担金	63,000	△ 5,841	57,159	1. 負担金	△ 5,841	合併協議会負担金 △5,841
						※補正後負担金
						出雲市 34,018
						平田市 3,082
						斐川町 12,574
						佐田町 1,800
						多伎町 2,043
						湖陵町 1,075
						大社町 2,567
						合計 57,159
計	63,000	△ 5,841	57,159		△ 5,841	

(単位：千円)

3. 繰越金 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	0	5,841	5,841	1. 繰越金	5,841	平成14年度繰越金 5,841
計	0	5,841	5,841		5,841	

協議第 67 号

町、字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

町、字の区域及び名称の取扱いについて

合併協定項目5. 町、字の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。

1 町の区域

町の区域については、出雲市及び平田市は、現在の町を新市の町の区域とし、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、現在の大字を新市の町の区域とする。

2 町の名称

町の名称については、次のとおりとする。

- (1) 出雲市は、現行のとおりとする。
- (2) 平田市は、町名の「町」を削除し、その前に「平田町」を挿入する。
- (3) 斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、「大字」を削除する。

参考資料：別添とおり

協議第 68 号

一部事務組合等の取扱い（その２）について、次のとおり協議する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

一部事務組合等の取扱い（その２）について

合併協定項目14．一部事務組合等の取扱い（その２）については、次のとおりとする。

- 1 斐川町穴道町水道企業団、穴道町斐川町環境衛生組合
斐川町穴道町水道企業団及び穴道町斐川町環境衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- 2 島根県市町村総合事務組合、島根県市民交通災害共済組合
島根県市町村総合事務組合及び島根県市民交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- 3 土地開発公社
 - (1) 2市4町の土地開発公社のうち1つの土地開発公社を存続し、それ以外の5つの土地開発公社は、合併の期日までに解散する。
 - (2) 解散する5つの土地開発公社の所有する財産、債務は、存続する1つの土地開発公社に引き継ぐものとする。
 - (3) 存続する1つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。
 - (4) 新市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置については、合併時まで調整する。

参考資料：別添のとおり

協議第 69 号

地域審議会の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

地域審議会の取扱いについて

合併協定項目17. 地域審議会の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 現在の2市5町の区域にそれぞれ、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を設置する。
- 2 各地区の地域審議会の設置に関し必要な事項を別紙のとおり定める。

参考資料：別添のとおり

別紙

地域審議会の設置に関する事項

1 目的・設置

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、新市の施策に対し、住民の声を直接反映させ、きめ細やかな行政サービスを展開するため、出雲市、平田市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域（以下「関係区域」という。）ごとに、それぞれ出雲地域審議会、平田地域審議会、斐川地域審議会、佐田地域審議会、多伎地域審議会、湖陵地域審議会及び大社地域審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

2 設置期間

地域審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 所掌事務

地域審議会は、関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議答申し、又は必要と認められる事項につき市長に意見を述べるものとする。この場合において、市長及び地域審議会は互いに誠意をもってこれに対応するものとする。

- (1) 21 世紀出雲の國づくり計画（新市建設計画）の執行状況に関する事項
- (2) 21 世紀出雲の國づくり計画（新市建設計画）の変更に関する事項
- (3) 当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用
- (4) 当該地域においてのみ行われる事務・事業
- (5) 当該地域に特別に利害関係のある事務・事業
- (6) 公共施設の配置、管理運営
- (7) 住民生活に密着した福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

4 組織

- (1) 地域審議会は、委員 15 名以内で組織する。
- (2) 委員は、関係区域に住所を有する者から、市長が委嘱する。

5 任期

- (1) 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任することができる。

別紙

6 会長及び副会長

- (1) 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

7 会議

- (1) 地域審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。
- (2) 会長は、会議の議長となる。
- (3) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- (4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (5) 議長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

8 庶務

地域審議会の庶務は、本庁及び支所の地域振興策を企画立案する部門において処理する。

9 その他の必要事項

この協議に定めるもののほか、地域審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

協議第 70 号

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

特別職の身分の取扱いについて（第1小委員会付託）

合併協定項目12. 特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。新市発足時の給料は、出雲市の額とする。
- 2 新市の市長が選出されるまでの間の市長の職務執行者及びその報酬については、2市5町の市長、町長が合併時まで別に協議して定める。
- 3 市議会議員及び農業委員会の委員の新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。
- 4 行政委員会（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員）の委員数、任期等については、各法令の定めるところによる。新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。
- 5 その他の条例で定める特別職については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 2市5町に設置されていて、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、統合する。
 - (2) いずれかにのみ設置されているものについては、新市において速やかに調整する。
 - (3) 委員数、任期、報酬額等は現行の制度及び同規模自治体の例をもとに調整する。

- 6 特別職の給料及び報酬については、新市において速やかに特別職報酬等審議会を設置し、現行給料、報酬額及び同規模自治体の例を基に定め、給与、報酬の適正化に努めるものとする。

参考資料：別添のとおり

協議第 71 号

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

組織及び機構の取扱いについて（第1小委員会付託）

合併協定項目7．組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

新市における組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき構築する。

《新市における組織・機構の基本方針》

1 総括方針

- (1) 行財政改革を積極的に実施できる組織、機構
- (2) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織、機構
- (3) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織、機構
- (4) 市民の声を適正に反映することができる組織、機構
- (5) 合併による財政効果を発揮できる、簡素で効率的な組織、機構
- (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構
- (7) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織、機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織、機構
- (9) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織、機構

2 段階的整備

組織、機構の整備にあたっては、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、次のとおり段階的に整備する。

- (1) 合併当初においては、管理機能を集約するにとどめ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とする。
- (2) 合併後、概ね3年を経過した時点において、支所機能の再編成と適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。

- (3) 合併 10 年経過後の支所は、基本的な機能は残しつつ、コミュニティ組織等を活用することにより、行政の直営で行う業務は縮減する。

3 個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併後は 2 市 5 町の既存庁舎を有効活用する。
- (2) 出雲市役所を本庁とし、平田市役所、斐川町役場、佐田町役場、多伎町役場、湖陵町役場及び大社町役場については支所とする。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
- (4) 支所は、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を図る。
- (5) 本庁に統合する業務は、概ね次のとおりとする。
- ・ 管理部門（総務、財政、人事、秘書、電算等）
 - ・ 総合調整機能（企画調整等）
 - ・ 市全体として取り組む対外的な業務
 - ・ 各種行政委員会等
 - ・ 議会
- (6) 支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、住民サービスに直結する業務を所掌する。

参考資料：別紙のとおり

協議第 72 号

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて（第1小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 広報誌の発行

広報紙は、毎月2回発行する。なお、発行日及び配布方法については、合併時まで調整する。

2 広報広聴事業

広報事業については、広報紙、ホームページをはじめ、テレビや新聞、有線放送や防災行政無線などの媒体を利用し、実施する。広聴事業については、地区懇談会の開催や、電子メール、手紙、ファクシミリなどのさまざまな手段を活用し、実施する。

参考資料：別添のとおり

協議第 73 号

各種事務事業（保育関係その 2）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 15 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保育関係その 2）の取扱いについて
(第 2 小委員会付託)

合併協定項目 24. 各種事務事業（保育関係その 2）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 私立認可保育所運営費助成

(1) 私立認可保育所運営費補助金

保育所運営の円滑化のため、出雲市の制度を参考とし、補助額の算定については、各園一律 24,000 円に 1 月初日在所児童数を掛けた額を補助する方向で合併までに調整する。

法人に対する助成は、行わない。

(2) 私立認可保育所看護師配置費補助金

乳幼児の健康管理等の重要性に鑑み、出雲市の例により合併までに調整する。

2 法定外保育施設運営費助成

国の最低基準に準ずる認可外保育所への助成については、出雲市の例により合併までに調整する。

参考資料：別添のとおり

協議第 74 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その２）の取扱いについて
（第２小委員会付託）

合併協定項目２４．各種事務事業（文化・スポーツ関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

１ 社会体育施設管理運営

次の方針に基づき、合併時から別紙に定める社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表のとおり統一する。

- （１）供用時間は類似施設毎に原則同一とし、申請方法等その他の運営基準については可能な限り統一する。また、運営情報のネットワーク化によって住民の利便を図る。
- （２）地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。
- （３）管理運営主体が異なる場合も施設運営基準は調整し、均衡を図る。
- （４）学校体育施設の地域開放を積極的に推進する。

2 社会体育施設使用料

次の方針に基づき、合併時から別紙に定める社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表のとおり統一する。

- (1) 施設使用料は、受益者負担を原則とし、施設用途・規模別・当該施設の状態などを基準に、類似施設とのバランスを考慮した基本使用料を設定する。ただし、類似施設がないものについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (2) 減免制度は、地域における社会体育振興等に寄与する公益的な利用目的・対象に限定し、その運用基準(適用範囲・減免率等)を明確にした制度とする。
- (3) 管理運営主体が異なる場合も使用料基準は調整し、均衡を図る。

3 スポーツ大型イベント事業

従来各イベントが果たしてきた役割や歴史・参加者の期待を考慮し、新市移行後も当面は従来どおり開催を継続する。

将来的には、新市事業としての目的を明確にし、主催・共催の区分並びに類似イベント等の整理を図ることが必要であり、新市移行後の開催を通じて、開催時期並びに運営体制等を検討・調整する。

参考資料：別添のとおり

別紙

社会体育施設運営・使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	項目	項目	項目	野 球 場
	施設区分	体育館① (1,300㎡以上)	体育館② (660㎡～1,299㎡)	体育館③ (659㎡以下)	野球場① (10,000㎡以上) 野球場② (9,999㎡以下)
	施設概要	①正規のバスケットボールコートが2面とれる。 ②観覧席等の付帯施設を有し、県レベルの大会等が開催できる。	①正規のバスケットボールコートが1面・バレーボールコートが2面とれる。 ②地域規模の大会等が開催できる。	①バレーボールコートと2面とることが困難。	公式戦を開催できるグラウンド並びにスタンド等が整備された施設
	対象施設	斐川町立第1体育館(1,320㎡) 平田市立体育館(1,355㎡)	斐川町立第2体育館(1,036㎡) 斐川勤労者体育館(747㎡・ひかわ・1,205㎡) 湖陵勤労者体育センター(906㎡) 佐田町体育館(989㎡) 出雲市体育館(877㎡) サン・アビリティーズいずも(735㎡) 多伎町体育館(1,050㎡)	出雲市西部体育館(638㎡) 多伎勤労者体育センター(628㎡)	平田市民球場 斐川公園(野球場) 湖陵総合公園(野球場) 緑原運動広場 平成スポーツ公園野球場
	営業日等	休館日	年中無休		
	開館時間	8:30～22:00			
	利用可能時間	9:00～22:00(原則・大会等の場合は別途対応)			
	年間計画 利用調整	利用調整の要否 調整対象	要 ①下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの		
	申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出		
	受付期間	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
	使用料納付方法	使用料納付方法	①申請時又は使用日まで(前納(現金)) ②必要な場合は請求書・納付書を発行		
	施設使用料 (占用の場合)	施設使用料 (占用の場合)	①使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1,500円/時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1,000円/時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 500円/時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税
	備品使用料	備品使用料	個人利用の場合 100円/時間 (但し、運営上可能な施設に限る。)		
	減免制度	減免制度	無 料		
	減免制度	減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれ、たものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額・半額免除) ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)		
	運営形態	管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。		

社会体育施設運営・使用料徴収金額表

別紙

区分	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	野球場③	オムニコート	テニスコート
	施設区分			クレート等
	施設概要	施設の点で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設	オムニコートを有する施設	施設の点で、比較的施設が良好で、使用料の徴収に耐えられない施設
	対象施設	斐伊川河川敷公園野球場	平成スポーツ公園(テニスコート) 真幸ヶ丘公園(テニスコート) 斐川公園(テニスコート・オムニ2面) 湖陵総合公園(テニスコート)	大社町民運動場(テニスコート) 平田市民テニスコート 愛宕山庭球場 多岐町テニスコート 一の谷公園(テニスコート) 佐田町運動場(テニスコート)
営業日等	休館日			年中無休
	開館時間			8:30～日没・9:00～22:00
	利用可能時間			8:30～日没・9:00～22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)
年間計画 利用調整	利用調整の要否			要
	調整対象			① 下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ② その他首長が認めるもの
申請方法	申請方法			① 予約(電話可) ② 申請書の提出
	受付期間			① 一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ② 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。
使用料	使用料納付方法			① 申請時又は使用日まで前納(現金) ② 必要な場合は請求書・納付書を発行
	施設使用料 (占用の場合)	① 基本使用料 無料	① 基本使用料(1面) 一般 400円/時間 高校生 300円/時間 中学生以下 200円/時間 ② 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価)円/時間 ③ その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ④ 消費税は内税	① 基本使用料(1面) 無料 ② 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価)円/時間 ③ 消費税は内税 ④ 基本使用料 500円/時間 ⑤ 照明使用料(現単価)円/時間 ⑥ その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ⑦ 消費税は内税
	備品使用料			無 料
	減免制度	① 新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ※ ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれ、たものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ② その他首長が認めるもの(全額・半額免除) ※ 2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○ 身体障害者の利用 ○ 公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)		
運営形態	管理運営主体 (想定)			地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、委託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。

別紙

社会体育施設運営・使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	多目的広場	タートルバードゴルフ場	タートルバードゴルフ場
	施設区分	多目的広場② (照明施設は有しないが施設的に良好なもの) 施設的に不十分で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設	グラウンドゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場
	施設概要	照明施設を有せず夜間利用ができないが、比較的良好的な施設で使用料の徴収に耐えられる施設	グラウンドゴルフ場による使用を主とする広場	ターゲットバードゴルフ場による使用を主とする広場
	対象施設	北神立河川公園 久木健康広場 出西河川公園 一の谷公園(自由広場) 南都ふるさと広場(多目的広場) わかあゆの里(多目的広場) 朝山森林公園 斐伊川公園(自由広場) 斐伊川河川敷公園 大社町民運動場 多伎町多目的運動場	南都ふるさと広場(グラウンドゴルフ場) 平成スポーツ公園(グラウンドゴルフ場) わかあゆの里(グラウンドゴルフ場) 多伎町シーサイド運動公園	湖陵町運動広場 平成スポーツ公園(ターゲットバードゴルフ場) 真幸ヶ丘公園(ターゲットバードゴルフ場) 南部福祉センター(交流センターターゲットバードゴルフ場) 斐伊川河川敷公園ターゲットバードゴルフ場 多伎町ふれあい広場
営業日等	休館日	年中無休		
	開館時間	8:30～日没・9:00～22:00		
	利用可能時間	8:30～日没・9:00～22:00(原則・大会等の場合は別途対応)		
年間計画 利用調整	利用調整の要否	要		
	調整対象	① 下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ② その他首長が認めるもの		
申請方法	申請方法	① 予約(電話可) ② 申請書の提出		
	受付期間	① 一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ② 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
	使用料納付方法	① 申請時又は使用日までに前納(現金) ② 必要な場合は請求書・納付書を発行		
使用料	施設使用料 (占用の場合)	① 基本使用料 500円/時間 ② その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③ 消費税は内税	① 使用料(1面) ・照明なしの場合 無料 ・照明ありの場合 100円/時間 ② その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③ 消費税は内税	① 申請時又は使用日までに前納(現金) ② 必要な場合は請求書・納付書を発行 ① 基本使用料(1面) ・照明つきの場合 250円/時間 ・照明ありの場合 100円/時間 ② その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③ 消費税は内税
	備品使用料	無 料		
減免制度	減免制度	① 新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ※ ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれ、たものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ※ 2 その他他認めるもの(別途申請により認定) ○ 身体障害者の利用 ○ 公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)		
運営形態	管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、委託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。		

別紙

社会体育施設運営・使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	プール	武道場	その他の特定施設	陸上競技場・スケート場・水上スポーツ施設ほか
	施設区分	プール	相撲場		
	施設概要				地域内に類似する施設が無く特定の用途に供される施設。若しくは多様な機能等を有する広域的施設等
	対象施設	平田市民プール 出雲市営プール	一の谷公園弓道場 佐田町運動場(弓道場)	サンアビリティーズいすも 柔道場	平田市立宍道湖公園湖遊館 平田市立中央スポーツ公園陸上競技場 平田市B&G海洋センター 出雲健康公園(出雲ドーム・クラブハウス・健康センター・スケートボード場) 出雲健康公園(少年野球・ソフトボール場) 出雲健康公園(天然芝生多目的広場) 最浜中央公園(天然芝生多目的広場) 多伎町健康増進センター(446㎡)
営業日等	休館日	9/1～6/30	年中無休		現行どおり
	開館時間	9:00～19:00	9:00～22:00		現行どおり
	利用可能時間	9:00～19:00	9:00～22:00		現行どおり
年間計画 利用調整	利用調整の要否	要			現行どおり
	調整対象	①下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの			現行どおり
申請方法	申請方法	①予約(電話可) ②申請書の提出			現行どおり
受付期間	受付期間	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。	随時	随時	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。
使用料	使用料	①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行			①申請時又は使用日までに前納(現金) ②必要な場合は請求書・納付書を発行
施設使用料 (占用の場合)	施設使用料 (占用の場合)	①基本使用料(1回) 大人 300円・高校生 150円 中学生以下 100円・入場者 100円 団体使用(20人以上)の場合、2割引 ②占用使用 3,000円/時間 ③消費税は内税	無料	①基本使用料 300円/時間 ②その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 ③消費税は内税	①一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。 ③消費税は内税
備品使用料	備品使用料	無 料			現行どおり
減免制度	減免制度	①新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ※1 ①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画にもりこまれ、たものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) ②その他首長が認めるもの(全額 半額免除) ※2 その他認めるもの(別途申請により認定) ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)			現行どおり
運営形態	管理運営主体 (想定)	地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。			出雲市 → NPO法人 出雲スポーツ振興21 平田市 → 財団法人 平田市体育・公園・文化振興財団

協議第 75 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係その３）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成15年10月15日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係その３）の取扱いについて
（第２小委員会付託）

合併協定項目２４．各種事務事業（文化・スポーツ関係その３）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 文化事業補助金等
文化事業の補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後において調整する。
- 2 文化イベント
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 文化交流事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり

協議第 76 号

各種事務事業（農林関係その 3）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 15 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その 3）の取扱いについて
(第 3 小委員会付託)

合併協定項目 24. 各種事務事業（農林関係その 3）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 市町単独利子補給制度
斐川町新規就農促進支援事業に伴う利子補給制度を基本に、新市において速やかに制度化する。
- 2 農林水産イベント
出雲市の出雲「花と緑」総合フェスティバル及び斐川町農業フェスティバルについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 農業公社
斐川町農業公社及びグリーンサポート斐川については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 地域農業支援センター
平田市地域農業支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- 5 結婚相談所助成
いずも農協及び斐川町農協の各結婚相談所への助成制度については、新市に引き継ぐ。
- 6 畜産振興事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度において、地域の実情や取り組みの状況を考慮し、新たに制度化する。

7 家畜排泄物処理活用対策

佐田町堆肥センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。家畜排泄物の処理活用については、合併後新市で方針を策定する。

8 代替水源対策

現行のとおり新市に引き継ぐ。

9 土地改良区

土地改良区については、現行のとおりとし、合併後、将来の統合に向けて検討する。

各市町の土地改良区事務運営補助金については、新市に引き継ぎ、合併後調整する。斐川町の特別賦課事務補助金は、同事務終了まで継続する。

10 農林関係事業受益者分担金

(1) 新市の分担金は、平成 17 年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成 16 年度以前に事業採択されたものについては、現行のとおりとする。また、宍道湖・中海淡水化事業中止に伴う事業については、合併までに決定される分担金を新市に引き継ぐ。

(2) 新市においては、公共性の高い、農道（ほ場整備時の支線的農道を除く。）、排水路（ほ場整備時の支線的排水路を除く。）、幹線用水路及びため池の整備については、分担金を徴収しない。

(3) 県営土地改良事業及び県単県営緊急地すべり対策事業に伴う受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の 3 分の 1 とする。なお、県単県営緊急地すべり対策事業については、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

(4) 市営土地改良事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の 3 分の 1 とする。

(5) 農地・農業用施設災害復旧事業のうち、農地の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、中山間地域にあっては、事業費の 4 % とし、中山間地域以外の地域にあっては、事業費から国・県の補助金を控除した額の 2 分の 1 とする。また、農業用施設の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、徴収しない。

(6) 林地崩壊防止事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の 2 分の 1 とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

(7) 緊急・軽微な修繕については、予算の範囲内で修繕を実施するとともに、原材料支給及び重機借上料支給を実施する。

参考資料：別添のとおり

協議第 77 号

各種事務事業（農林関係その４）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年１０月１５日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その４）の取扱いについて
(第３小委員会付託)

合併協定項目２４．各種事務事業（農林関係その４）の取扱いのうち、林業関係事業については、次のとおりとする。

- １ 森林整備計画
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において総合調整を図り、新たな森林整備計画を策定する。
- ２ 斐伊川水系水源の森づくり森林整備協定
森林整備協定の目標面積は、新市に引き継ぐとともに、相互交流事業についても、新市に引き継ぐ。
- ３ 林業振興事業
出雲ふるさとの森再生事業については、新市に引き継ぐ。
利用間伐促進奨励事業については、新市に引き継ぎ、出雲市、佐田町及び多伎町の例により新市で新たに制度化する。
- ４ 森林病虫害防除
松くい虫防除の空中散布及び伐倒駆除については、新市に引き継ぎ、新市において事業計画や実施方法などを調整する。
- ５ 分収造林
市行・町行造林、公社造林及び官行・公団・県行造林事業については、各市町の契約を現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ６ 森林整備地域活動支援交付金制度
現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、対象となる森林については、

新市において調整する。

7 林業後継者対策

緑の担い手育成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

グリーンマイスター養成研修受講者手当助成については、出雲市及び佐田町の例により統一する。

8 樹医制度

現行の出雲市樹医制度を、新市に引き継ぐ。

9 作業道整備

作業道の開設補助及び維持管理体制については、新市に引き継ぎ、新市において調整する。

10 有害鳥獣被害対策

被害防除施設の助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において制度化する。

11 森林公園

森林公園の使用料及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり

協議第 78 号

各種事務事業（都市計画関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 15 年 10 月 15 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（都市計画関係その２）の取扱いについて
(第 3 小委員会付託)

合併協定項目 24. 各種事務事業（都市計画関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 公園使用料及び占用料

各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティー広場及び多伎町手引ヶ丘公園の施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公園内にあるスポーツ施設使用料については、合併時に、地域内の類似施設間の均衡が図られるよう使用料を調整する。

各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティー広場及び多伎町手引ヶ丘公園の占用料については、合併時に道路占用料と同額の金額を採用している出雲市の例により統一する。

2 出雲市営駐車場及び駐輪場

現行のとおり新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり